

加古川市 いじめ防止・対応マニュアル

～いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために～

<改定版>

もくじ

| | |
|----------------------|----|
| はじめに | 1 |
| いじめについての基本的な認識 | 2 |
| 1 いじめとは | |
| 2 いじめに関する基本的な考え方 | |
| いじめの未然防止・早期発見の対策 | 6 |
| 1 未然防止に向けて | |
| 2 早期発見に向けて | |
| いじめ対応の基本的な流れ | 10 |
| 1 児童生徒への対応 | |
| 2 保護者への対応 | |
| 3 学校としての組織的な対応 | |
| 4 ネット上のいじめへの対応 | |
| 5 重大事態への対応 | |
| いじめ防止対策 評価検証チェックポイント | 16 |
| いじめの早期発見のためのチェックポイント | 18 |
| いじめの対応フローチャート | 21 |
| 関係機関連絡先一覧 | 22 |

平成30年7月

加古川市教育委員会

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や生命に関わる重大事態を引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

文部科学省は「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、「いじめの問題への対応は学校における最重要課題」と位置づけ、「いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題」としています。

本市においては、平成28年9月、いじめを起因として生徒が自死に至るという重大事態が発生し、同年11月に設置した「いじめ問題対策委員会（第三者委員会）」による調査報告書には、いじめの問題に適切に対応するための方向性が提言として示されました。本市としては、この提言を確実に実行するための方策として、全市的な「いじめ防止対策改善基本5か年計画」を策定するとともに、各学校は、5か年計画に基づいた「いじめ防止対策改善プログラム」を策定し、平成30年4月から実行することとしました。

国立教育政策研究所による追跡調査（平成25年～27年）では、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、「仲間はずれ・無視・陰口」などの暴力を伴わないいじめによる被害・加害経験は、ともに9割の児童生徒が経験しており、どの児童生徒にもいじめが起こりうる実態が明らかになっています。このことを踏まえ、いじめ防止対策にあたっては、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する必要があります。そして、いじめに関する情報は、一人の教職員が抱え込むことなく学校全体で共有し、「チーム学校」として組織的に対応することが重要です。

本マニュアルでは、「いじめについての基本的な認識」や、「いじめの未然防止・早期発見の対策」「いじめ対応の基本的な流れ」について明記するとともに、学校におけるいじめ防止対策評価検証チェックポイントや、教職員がいじめを早期発見するためのチェックポイントを加えるなど、現在のいじめの問題に対応すべく改定しました。

「いじめをしない させない ゆるさない！」学級・学校づくりに向け、本マニュアルの活用が、さらなるいじめの未然防止や早期発見・早期対応につながることを願っています。

平成30年7月

いじめについての基本的な認識

1 いじめとは

(1) 定義

ささいな兆候も、積極的にいじめを認知する

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条」

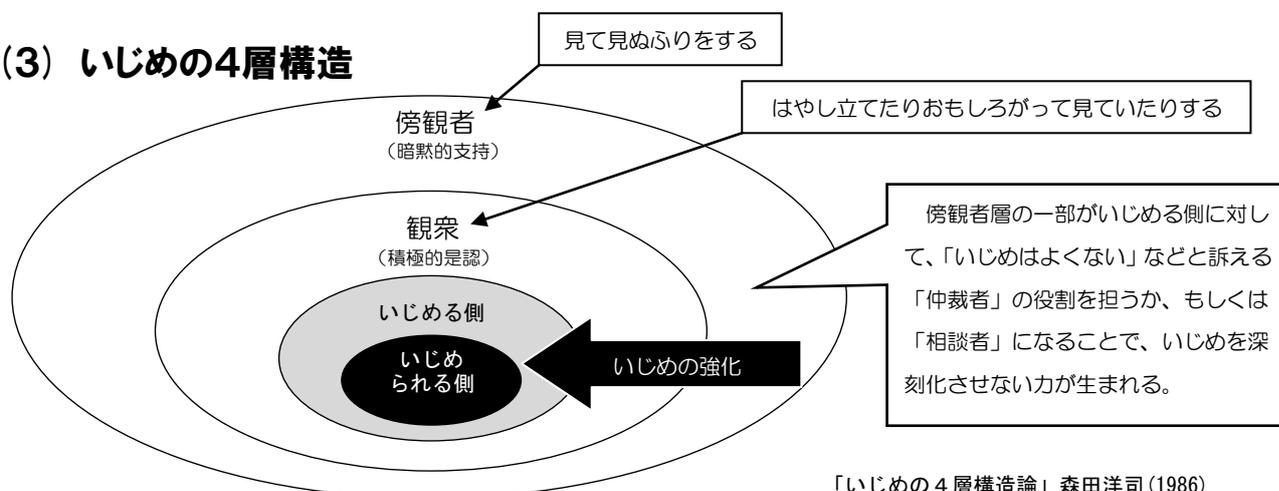
- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会等の校内組織を活用して行う。
- いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大事態に至ることがある。

(2) 様々ないじめ

<いじめの具体的な行動>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う
- ・仲間はずしをしたり、無視をしたりする
- ・ぶつかったり、叩いたり蹴ったりする
- ・金品をたかる
- ・金品を隠す、盗む、壊す、捨てる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたりさせたりする
- ・ネットで誹謗中傷をしたり、画像を投稿したりする など

(3) いじめの4層構造

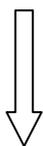


「いじめの4層構造論」森田洋司(1986)

(4) いじめの3段階

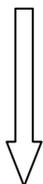
いじめが深刻化していくプロセスとして、「いじめの3段階」がある

第1段階「孤立化」



いじめる側は、陰口やからかい、無視などにより、いじめられる側に1人の味方もいないという孤独感を味わわせることにより、いじめられる側を支配し、相手を言いなりにさせる。

第2段階「無力化」



「反撃は一切無効だ」と思い知らせ、観念させる。反撃に出れば、時には暴力を与え、だれも味方にならないことを繰り返し味わわせる。特に、大人にいじめを訴えることは「卑怯で情けないこと」という価値観で追い込む。それでも微細なサインを出し続けるが、気づかれにくい。

第3段階「透明化」

孤立無援で反撃も脱出もできない自分がほとんど嫌になり、誇りを少しずつ失っていく。そして、この関係が永遠に続くと感じてしまう。ここまでくると、大人や教員が観察によっていじめに気づくことは困難になり、見えにくくなる。

「いじめの政治学」中井久夫(1997)

(5) スクールカースト

◇ いじめを生まない集団づくりをするために、「スクールカースト」を知ったうえで児童生徒に関わる。

児童生徒のタイプを、

- ・自己主張力＝自分の意見をしっかり主張できるか
- ・共感力＝相手の気持ちが汲み取れるか
- ・同調力＝場の空気が読めるか

の3要素から分類し、タイプによって集団内の役割が決まってくるという理論。リーダーから、いじめられやすいタイプまで、8タイプに分類され、集団内で、そのタイプの役割を演じているとされている。

| コミュニケーション能力と いじめ被害リスク | | | | 同調力 | |
|--------------------------|----|-----|----|--------------------------|----------------------------|
| | | | | 高い | 低い |
| 自己主張力 | 高い | 共感力 | 高い | スーパーリーダー | 孤高派タイプ |
| | | | 低い | うるさいリーダー いじめ首謀者候補 | 自己中タイプ 被害リスク大 |
| | 低い | 共感力 | 高い | 人望あるサブリーダー | いい奴タイプ 被害リスク中 |
| | | | 低い | お調子者、いじられキャラ いじめ同調者候補 | 何を考えているかわからないタイプ 被害リスク大 |

「スクールカーストの正体」堀 裕嗣(2015)

実際には、複合的な要素をもつ児童生徒もいるため、単純に分類できるものではないが、こうした分類があることを知ったうえで学級経営等に取り組むことが、いじめを認知する手立てにつながる。

(6) いじめの傾向

早期発見、早期対応により、いじめが深刻化しないようにする

- ネット上のいじめが多発
(SNS を使った仲間外し、動画共有サイトを使った画像の流出など)
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめが増加
(脅迫、名誉棄損、侮辱、強要、暴行、傷害、恐喝、窃盗、器物破損、強制わいせつなど)
- 重大事態に至るいじめが発生
(生命、心身又は財産に重大な被害、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる)
- いじめの複雑化・潜在化
(SNS で仲間に入れながら、突然関係性が切られるなど)

(7) いじめの背景

- 心の通う対人関係をつくる経験の乏しさ
- 道徳心や集団のルール・マナーなどの欠如
- 命や人権を尊重した豊かな心の未成熟
- 違いを認め合う共生感の希薄化

(8) いじめの衝動を発生させる原因

- 心理的ストレス（過度のストレスを弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- 集団内の異質な者への嫌悪感情（基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ねたみや嫉妬感情
- 遊び感覚やふざけ意識
- いじめの被害者となることへの回避感情

2 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの基本認識

- いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返しされたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その様態により、名誉棄損、侮辱罪等の刑罰法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

(2) いじめ対応の基本姿勢

◇ 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応をする。

■ アンテナを高くし、児童生徒の発するSOSのサインを見逃さない。

「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です

いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届いていることの証です。いじめを正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切です。

いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」について、定義に従いいじめと認知してください。

■ いじめられている児童生徒の立場で、親身になって指導を行う。

いじめられている児童生徒は、なぜ「いじめられている」と言えないのか？

「一人ぼっちになりたくない」
「みんなに知られたら更にみじめになる」
「親に余計な心配をかけたくない」
「大人に話すともっとひどくなる」
「自分が弱い人間だと思われたくない」
「仕返しが怖い」
「自分が悪いのではないか」

一方で、
『でも気づいて欲しい』という
相反する思いが心の底にあります。

児童生徒の発する小さなサインに気づいたり受け止めたりできるように、日頃から相談しやすい関係づくりをする。

- 問題を直視し、事実を見逃さない。
- 根気強く継続的な対応を心がけるとともに、問題の背景にも目を向ける。
- 学校・家庭・地域及び関係機関が、連携協力して対応にあたる。

<「いじめ解消の定義」に基づいた対応>

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。組織的に見守り、いじめられた児童生徒が安心して登校できるようにする。

「いじめが解消している状態」とは・・・

- いじめに係る行為（心理的または物理的な影響を与える行為）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続している。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

いじめの未然防止・早期発見の対策

1 未然防止に向けて

◇ 「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

(1) 居場所づくり

教職員が「居場所」をつくる

- 欲求不満、ストレスをうっ積させることのない楽しい学級・学校づくりに取り組み、児童生徒が安心できる場所にする。
- 日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が活躍できる場を設定し、学校生活の中で充実感が得られるようにする。
- 児童生徒に、「大切にされている」「認められている」という存在感を味わわせる。
- 生命や人権尊重の精神を根底に置き、暴力を許さず、いじめのない集団づくりをする。
- 児童生徒が、主体的に「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を設定する。
- 違いを認め合うことができるよう、共生感覚を養う。

(2) 絆づくり

児童生徒が「絆」をつくる

- 教師や友人との心の結び付きや信頼感の中で主体的な学びを進め、共同の活動を通して社会性を身に付けさせる。
- 学級集団における感動体験を通して、心の結び付きを深めさせる。
- 日常生活の中で、児童生徒が互いに相手を共感することによる「共感的人間関係」を構築させる。

(3) 自己有用感を育む

- 「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」という自己有用感を育む場面を設定する。
- 児童生徒自身に、目標や工夫する点、努力する点などを考えさせ、その基準に沿ってどこまで達成できたのかを評価し認めることによって自己有用感を高めさせる。

<自信を持続させるために・・・>

- ・「褒めて（自信を持たせて）育てる」という発想から、さらに「認められて（自信を持って）育つ」という発想により、児童生徒の自信を持続させる。

<他者からの評価が「自己有用感」に・・・>

- ・自分に対する他者からの評価やまなざしを強く感じることで「自己有用感」を高めることができる。

「自己有用感」に裏付けられた
「自尊感情」が大切

自尊感情

自己
有用感

(4) 児童会・生徒会活動の活性化

- 児童生徒自らによる「いじめ追放」「心の絆づくり」運動を推進する。
- 「いじめは自分たちの問題」として認識させる。
- 意見箱の設置や「心の絆宣言」等の全校的な取組を図る。
- 「いじめ防止啓発月間」（9月）を活用し、児童生徒の主体的な取組を推進する。

(5) 豊かな心を育てる教育活動の推進

- 人権感覚を養うとともに、社会性や豊かな人間性をはぐくむ教育を推進する。
- 道徳教育、人権教育の充実を図る。
- ネットいじめなどの対策を進め、情報モラル教育の充実を図る。

(6) 教職員の姿勢

誰もが気軽に相談できる職場環境にする

- 児童生徒との人間的なふれあいや、児童生徒と共に歩む姿勢を大切にする。
- 愛情をもち、児童生徒一人一人を大切にする。
- 児童生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取る。
- 不安や悩みに目を向け、児童生徒の内面への共感的理解を図る。
- 一人一人の教職員による、多面的な児童生徒理解を促進する。
- 教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整える。

<児童生徒との関わりについて> ~相談しやすい教職員であるために~

いじめの未然防止、早期発見のためには、普段からの児童生徒との関わりが大切です。

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 児童生徒との信頼関係を築く | (普段からの声かけ、寄り添った対応 など) |
| 児童生徒が相談しやすい環境をつくる | (話しかけやすい接し方、話しかけやすい機会 など) |
| 児童生徒とふれあう時間を大切にする | (休み時間、清掃時間、学級活動、学校行事 など) |
| 児童生徒の友人関係を把握する | (情報の共有、教育相談、各種アンケート など) |
| 児童生徒の様子を観察し、変化を見逃さない | (「違和感」の察知 など) |
| 児童生徒の変化に気づいたら過小評価をしない | (複数の目で判断、組織的な対応 など) |

(7) 保護者、地域との連携

学校が、いじめ通報の窓口になる

- 保護者や地域からの積極的な情報収集に努める。
- PTA の各種会議や保護者会等において、いじめ防止対策に関する情報を提供する。
- 「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策改善プログラム」の内容は、学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民等が確認できるようにする。

(8) 学校のいじめ防止対策の改善

- 「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策改善プログラム」に基づいた学校のいじめ防止対策に係る取組状況及び成果や課題について、個々の教職員が振り返るとともに、学校におけるいじめ防止対策を、より効果的なものにするための改善を図る。また、学校評価の中に位置づける。

2 早期発見に向けて

- ◇ いじめは、目に見えない「雰囲気」「空気感」のようなものとして現れる。また、いじめは教職員の見えないところで行われることが多いということを念頭において対応する。
※教職員の見えないところ ⇒ 教職員のいない教室、トイレ、体育館、登下校時など

(1) 児童生徒の変化を敏感に察知

普段と違った様子や行動に気をつける

- 教職員全員が連携協力して、情報の共有化を図る。
- 複数の教職員による状況の見立てを行い、いじめを積極的に認知する。
- 児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、安心感を与えるとともに信頼関係を構築する。
- 児童生徒の様子に目を配り、小さな変化を見逃さないようにする。
- クラスの中心的な児童生徒は、クラス全体への影響力が大きいということを念頭において、児童生徒の様子に目を配る。
- 教職員と児童生徒、児童生徒同士の絆づくりに努める。
- いじめ等のサインを送っている児童生徒に対して、親身になって話を聴き、支える。
- 定期的または必要に応じて個人面談や家庭訪問を実施する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、心理的、福祉的な視点による児童生徒への支援を行う。
- 「学校生活に関するアンケート」や「心の相談アンケート」の実施により、多角的に情報を収集する。
- PTA や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。

(2) 「学校生活に関するアンケート(アセス)」の活用

- アセスの推進担当教員(主幹教諭等)をリーダーとし、アンケートの実施から支援策までを確実に実施する。
- データ入力については、学級担任が入力することを基本とし、個々の児童生徒が記述した内容を把握する。(入力を通じて児童生徒への理解が深まり、変化に気づくことができる。)
- アンケートの結果(「学級内分布票検討シート」「個人支援方策検討シート」)をもとに、学年検討会、学年を越えたケース会議等を実施する。
- 要支援領域の児童生徒については、再度、回答用紙(ローデータ)の項目に立ち返ることにより、具体的な内容を確認するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を入れた組織的な支援を実施する。その際、支援の経過・結果等について情報を共有する。
- 要支援領域の児童生徒への対応について、市教育委員会に報告をする。

＜児童生徒の実態把握＞

- ・「教職員の観察、客観的なデータ」＋「学校適応感を総合的に測定した結果」により実態を把握する。

(3) 「心の相談アンケート」を活用した教育相談の実施

- 教育相談コーディネーターが中心となって、教育相談方針の決定と共通理解を図る。
- 児童生徒が回答した内容をもとに、全児童生徒を対象とした教育相談を実施し、いじめの早期発見・早期対応及びいじめの抑止につなげる。
- カウンセリングマインドによる教育相談を実施する。
- 実施後、複数の教職員で共有のうえ、必要に応じて、学年検討会、学年を越えたケース会議等を実施する。
- 支援が必要な児童生徒に対しては、担任が一人で抱え込まず、組織的な対応をする。

(4) 自殺予防教育の推進

- 悩んだ時に一人で抱え込むのではなく、児童生徒自らの相談行動に結びつけるようにする。
- 児童生徒が、友だちの SOS のサインに気づいたとき、「きょうしつ」をキーワードに行動することができるようにする。

友だちの SOS に気づいたら・・・

き…気づいて よ…よりそい う…受けとめて し…信頼できる大人に つ…伝えよう

阪中 順子(2018)

- 子どもの SOS のサインに気づいたとき、「TALK の原則」に基づいた適切な対応をする。

子どもの SOS サインに気づいたら・・・

<TALK の原則：心の危機が迫っていると思われる子どもへの対応の原則>

| | |
|-----------|--|
| Tell | はっきりと言葉に出して「心配している」ことを伝える。 |
| Ask | もし自殺をほのめかしたら「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」と率直に聞く。 |
| Listen | 話をさえぎらずに「ゆっくり」聴く。子どもの気持ちを一生懸命に受け止める。 |
| Keep safe | 「ひとりにしない」など、子どもの安全を確保して専門家に相談する。 |

高橋 祥友 訳(2008)

- 自殺予防啓発チラシ等の配布により、保護者との連携を図る。

(5) 教職員の資質能力向上

- 教職員の資質能力向上を図るために、いじめの問題に関する校内研修を複数回実施し、そのうち1回は具体的な事例を取り入れた研修とする。
- 全教職員が相互に自身の意見や考えを述べ合い、いじめの本質や、いじめられていることを告白することがいかに難しいか、いじめる側にもケアが必要な児童生徒がいることなどについて認識を深める。
- 「アセスに関する研修」の内容や「アセス・ハンドブック」を活用し、アセス推進担当による校内研修を実施する。
- スクールカウンセラーによる校内研修を実施し、教職員のカウンセリングマインド向上を図る。

(6) 保護者との連携

- 連絡帳、生活ノート、学級通信、学年通信等を活用し、保護者との連携を密にした支援を行う。また、コメントのやり取り等により保護者との信頼関係を構築する。

いじめ対応の基本的な流れ

1 児童生徒への対応

◇ 特定の教職員がいじめ問題を抱え込まず、「チーム学校」として組織的に対応する。

(1) いじめられている児童生徒への対応

- 児童生徒が、自ら訴えた、あるいは自分の言葉で話したことを受け止め、全力でいじめから守ることを約束し、安心感を持たせる。
- いじめられた内容（4W1H：いつ、どこで、だれが、なにを、どのように）やつらい思いをじっくりと親身になって聴くことで、心の安定を図るとともに、いじめられた児童生徒の心に寄り添って解決を図ろうとする姿勢を示す。その際、当該児童生徒の言葉を疑ったり、否定したりしてはいけない。（「いじめ対策委員会」で組織的に判断する。）
- 嫌なことをされたときの対処法を一緒に考える。
- いじめで受けた心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して心のケアを行う。

(2) いじめている児童生徒への対応

- いじめの認識がない場合は、まず本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
- 「いじめは絶対に許さない」ということをはっきり告げる。
- 相手にいかなる理由があろうとも、そのことといじめることは別問題であることを指導する。ただし、どのような理由や背景によりいじめ行為が行われ、それが継続されたのかを知ることが、その後の対応をするうえで重要である。
- いじめられている児童生徒の気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ、苦しめているのかということに気づかせる。
- いじめている児童生徒の不満や充足感が味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目標を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。

(3) 周囲の児童生徒への対応

- 教職員は「いじめを断固許さない」という姿勢を示す。
- 見て見ぬふりをすることは、いじめを助長することであることに気づかせる。
- いじめは良くないという思いを抱きながらも、自身が標的にされてしまうのではないかという不安感や恐怖心に負けてしまっていることがあるため「みんなで一丸となって立ち向かえば、いじめは止められる。」ということ強く伝える。
- いじめを発見したら、先生や友だちにすぐ知らせることが大切であることを認識させる。
- まわりの大人に相談をかけることは、告げ口ではなく、人権を守り生命を救う第一歩であることを認識させる。
- 一人一人がかけがえのない存在として尊重されていることを理解させるとともに、児童生徒が温かい人間関係を築くことができるようにする。

2 保護者への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者への対応

- 家族で一緒に過ごし、気持ちがなごむ時間をつくることを提案する。
- 子どもの言動の変化、精神的な落ち込みや情緒的な不安定等がないかを、注意深く観察するよう伝える。
- 子どもと話をする機会を多く持ち、学校や登下校の様子等をさりげなく聴き、悩みを受け止めるよう伝える。
- 家庭訪問等を通して、正確な事実と解決に向け全力を尽くすことを伝え、些細なことでも学級担任等への連絡、相談を依頼する。

(2) いじめている児童生徒の保護者への対応

- いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもとその保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- いじめている側・いじめられている側ともに健やかに成長できるよう協力を要請する。
- いじめている子どもの背景に、家庭の要因等が影響していることがあるため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、必要に応じてスクールサポートチームや家庭支援課、中央こども家庭センター等と連携する。

3 学校としての組織的な対応

(1) 「いじめ防止対策改善プログラム」に基づく組織による実践

- 「改善プログラム」に基づいた組織的で迅速な対応をする。
- PDCA サイクルにより、学期毎にいじめ防止対策の検証を行う。
- 「改善プログラム」は、年度ごとに検証・改善する。

(2) いじめ対策委員会

一人の教職員が「大丈夫」と即断せずに「組織」で対応する

- ◇ 「いじめ対策委員会」を中心に、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

委員は、学校の実情に応じて編成し、いじめ対策に特化した役割を明確にする。

○「複数の教職員」による構成

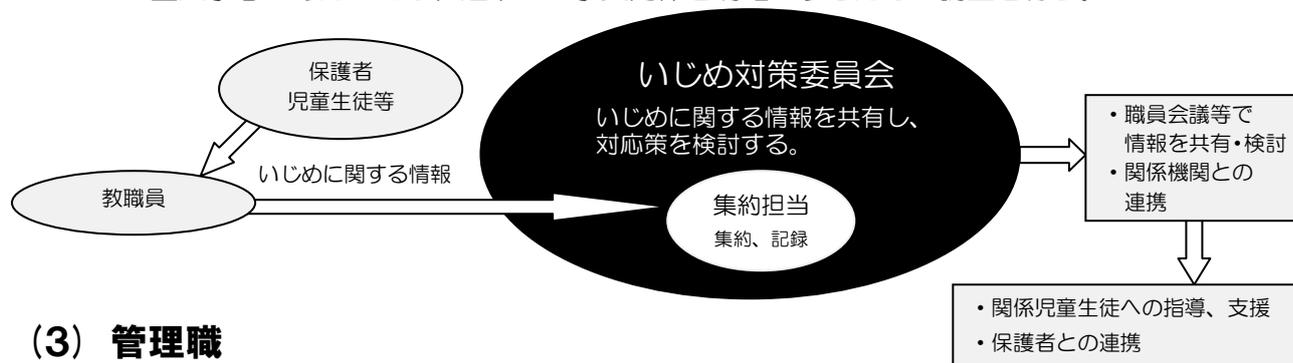
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動（クラブ活動）指導に関わる教職員、教育相談コーディネーター、メンタルサポーター など

○「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」の参画

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー など

※ 教職員から集まってきた情報を整理するために、委員の中に「集約担当」を置く。

- 「いじめ対策委員会」を、いじめ問題の取組に当たる中核組織とする。
- 「改善プログラム」に基づいた、いじめ防止等の取組の実施及び検証・改善を行う。
- 集約担当が、いじめに係る情報の集約と記録を行い、それらを「いじめ対策委員会」で共有する。
- いじめの情報等があった際は、緊急に臨時会議を開いて対応する。
- 重大事態にあたっては、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。



(3) 管理職

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、適切に対応する。
- 聴き取り調査及び実態調査を実施する。
- 「いじめ対策委員会」を定期的を開催する。
- 教育委員会をはじめ関係機関との連携を図る。
- 学校の状況のアセスメントを行い、課題を明らかにする。

(4) 学級担任

- 正確な事実を把握する。
- 該当の児童生徒や関係した児童生徒の言い分を聴き取り、記録をとる。
- 家庭への連絡を行う。(できるだけ会って話をする。)
- いじめられた児童生徒の心に寄り添い、無力感を取り除く。
- いじめの背景を考えた指導に努める。

(5) 養護教諭

- 保健室の機能を十分生かし、児童生徒の様々な訴えに対する心と体の両面への健康相談を行う。

(6) 学年集団

- 事実関係を再確認する。
- 学年会議等で情報交換し、共有を図る。
- 指導方法について協議する。
- 学級担任を支援し、チームとしての指導体制を構築する。

(7) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- スクールカウンセラーは、児童生徒の心の相談にあたるとともに、学校における教育相談体制の充実に資する。また、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、関係機関とのネットワークを構築する。

(8) スクールサポートチームの活用

- 学校だけでは対応しきれない生徒指導上の問題について、専門家を活用する。
- 管理職は、学校の実情により、積極的にスクールサポートチームを活用する。

スクールサポートチーム
学校支援カウンセラー：臨床心理士
教育相談専門員：社会福祉士
いのちと心サポート相談員：校長 OB
学校安全支援員：警察 OB
スクールロイヤー：弁護士

(9) 関係機関との連携

- 関係機関とは、平常時から、できるだけ顔の見える関係づくりをしておく。
- 教育委員会に、報告・連絡・相談をする。
- 必要に応じて播磨東教育事務所、加古川警察署少年係、東播少年サポートセンター等へ協力依頼をする。

(10) 校種間・家庭・地域との連携

- 「中学校区連携ユニット12」を活用し、小小連携、小中連携及び家庭や地域との連携を図り、いじめに関する認識について共通理解をする。
- 学校評議員やPTA等と協力する。
- 「地域の子どもは 地域で守り育てる」を合言葉に、地域総がかりの教育を推進する。

4 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

- スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりする方法により、いじめを行うこと。

ネット上のいじめは、名誉棄損、犯罪行為として起訴できたり、起訴されたりする可能性があります。警察が犯罪行為と判断すれば、掲示板等の利用記録を照会することができ、そこから個人が追跡されます。

(2) ネット上のいじめ対応の流れ

書き込み内容の確認



誹謗・中傷等の書き込みの相談が、児童生徒や保護者からあった場合、その内容を確認し、内容や書き込み時間、掲示板等のURLを保存・記録し、状況証拠を残す。

掲示板等の管理者への削除依頼



速やかに、「管理者へのメール」や「お問い合わせ表示」から管理者へのメール送信につなげ、掲示板等のサイト管理者に権利侵害情報の削除を依頼する。

それでも削除されない場合

掲示板のプロバイダに権利侵害情報の削除を依頼する。また、県警察本部サイバー犯罪対策課、子どもの人権110番（神戸地方法務局人権擁護課）等に相談する。

子どものスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理している保護者との連携が不可欠です。

(3) 情報モラル教育の推進

- 警察と連携した情報モラル教室を実施する。
- 民間と連携した情報モラル研修会の開催を検討する。

5 重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 「いじめ防止対策推進法 第五章 重大事態への対処 第二十八条」

重大事態の取扱い

- 事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- いじめられた児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる。

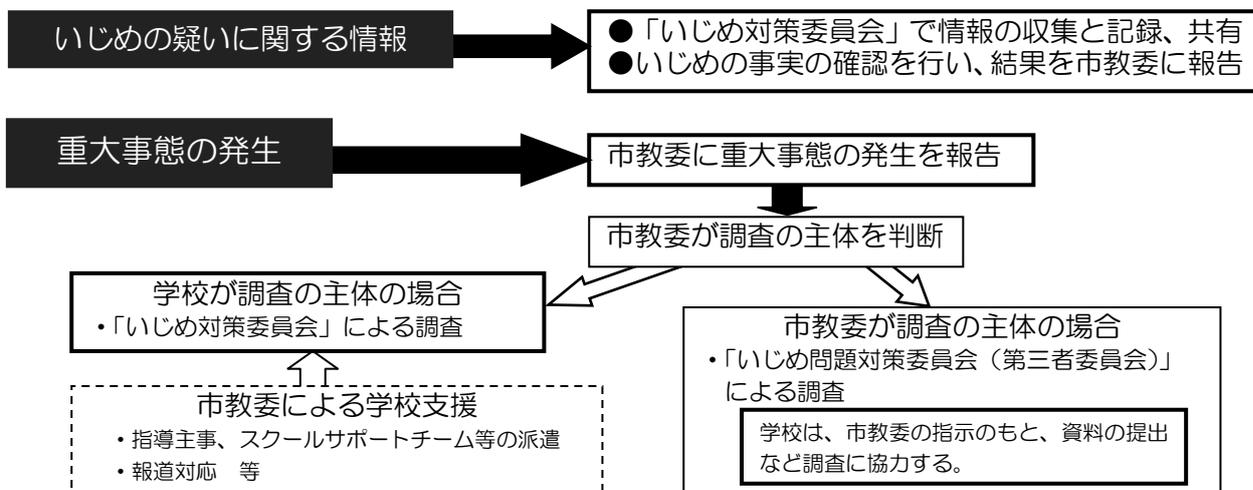


いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化するのを防ぐ。

(2) 調査を実施する際の基本的認識

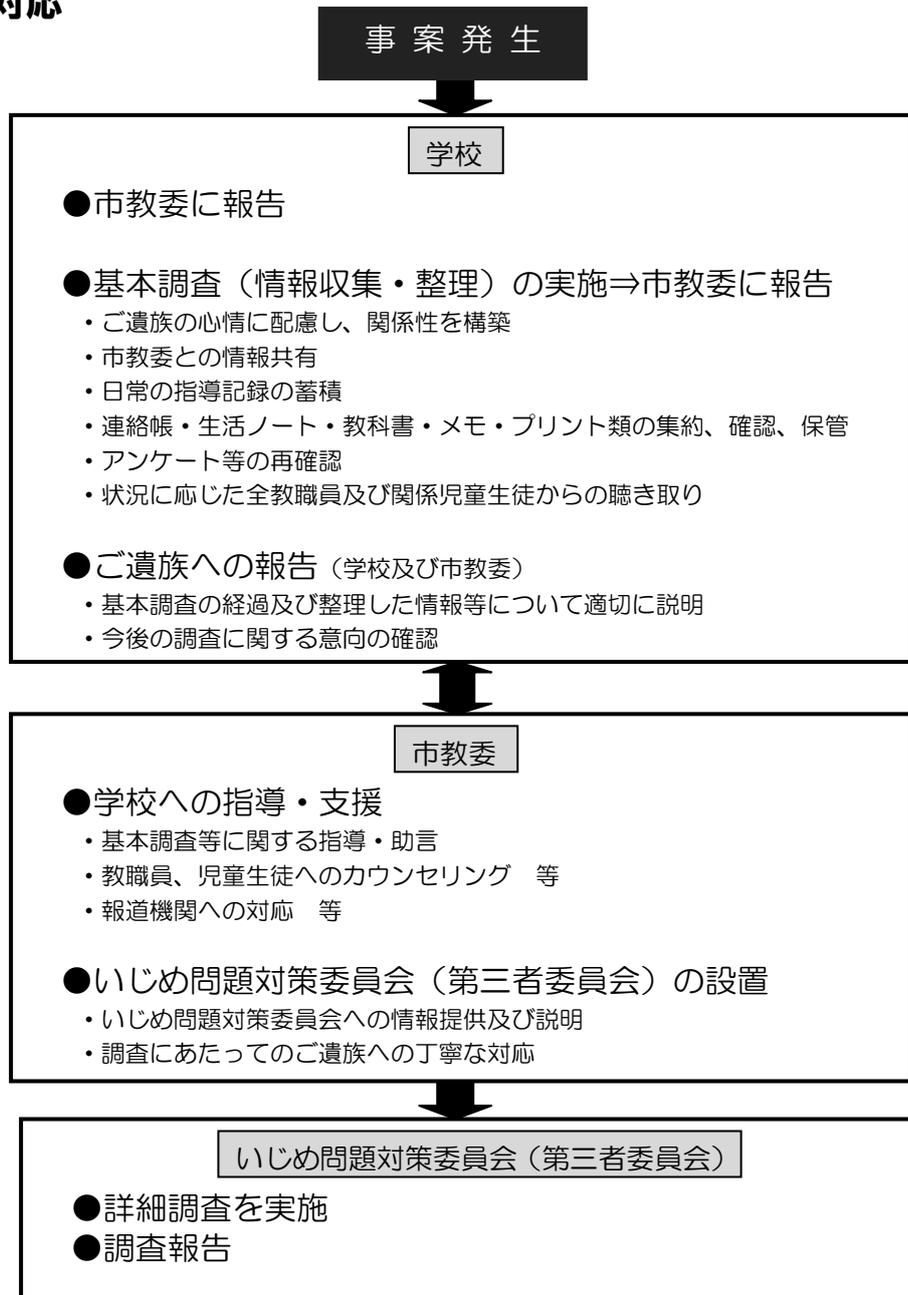
- いじめられた児童生徒・保護者に対して、調査の結果について適切に説明を行う。
- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。
- いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的である。
- いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつ。

重大事態対応フローチャート



- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(3) 背景にいじめの可能性ある「自殺又は自殺が疑われる死亡事案」発生時の対応



(4) 不登校重大事態への対応

- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供、いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省）

いじめ防止対策 評価検証チェックポイント

(1) 未然防止への取組

- いじめが起きにくい学校、学年、学級、部活動の風土をつくること、いじめの未然防止につながるということを、毎学期、教職員で共通理解しているか。
- すべての児童生徒が活躍する場面をつくりだすことが「いじめに向かわない児童生徒」の育成につながることを全教職員が共通理解しているか。
- 児童生徒が主体的に自己を成長させる過程を支援する「居場所づくり」を意図的・計画的に行い、絆づくりを育んでいるか。
- 児童生徒が互いに支え合う体験的な場면을意図的・計画的に設定しているか。
- 自己有用感を育む視点が、教育活動に生かされているか。
- ピア・サポートの活動が取り入れられた実践が行われているか。
- 児童生徒がいじめ防止に向けた取組を主体的に考え、校内で継続した取組を行っているか。
- 心の絆プロジェクトの活動が、全校生の自主的な活動として反映されているか。
- ユニット活動の意図を明確にして実施しているか。
- 命や人権の問題について、児童生徒自らの問題として体験的・共感的に学ぶ工夫をしているか。
- いじめに関する内容を含め、「考え、議論する道徳」への質的転換がなされているか。
- 授業参観等を通して、保護者も含めた、いじめ防止への取組は行われているか。
- 家庭、地域への積極的な情報提供と双方向的な情報共有により、いじめの未然防止のための連携を図っているか。
- 啓発チラシ等を有効活用しているか。
- ホームページや学校だより等を通して積極的な情報発信はできているか。

(2) 早期発見・早期対応への取組

- 『アセス・ハンドブック』に基づいたアンケートの実施ができているか。
- アンケート実施後、学年等で検討会を実施し、フィードバックしているか。
- 要支援領域の子どもには、スクールカウンセラー等の専門家も入れたチーム支援が実施されているか。
- 「学校生活適応推進研修会」及び「いじめに関する研修会」等に参加した教職員から、内容についてのフィードバックはされているか。
- 要支援領域の子どもについての情報共有の仕組みが確立されているか。
- 「心の相談アンケート」を有効活用しているか。
- 教育相談コーディネーターをリーダーとした教育相談は全学年で実践されているか。
- カウンセリングマインドによる教育相談が行われるよう、共通理解ができているか。

- ハンドブックを活用した、発達段階に応じた自殺予防教育は行われているか。
- 教育相談を行える環境は整っているか。
- 保護者との信頼を築くため、担任は工夫した取組を行っているか。
- 保護者の協力も得ながら、子どものSOSのサインを見つけようとしているか。
- いじめの定義や構造についての理解は共通認識されているか。
- いじめ防止に関する研修を受けることにより、教職員の資質向上に努めているか。
- 校内研修は積極的に行われているか。
- 教職員に「TALKの原則」や「きょうしつ」の考え方は浸透しているか。
- 共通認識のもと、いじめの積極的認知は行われているか。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを有効活用した児童生徒支援は行われているか。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教職員研修は行われているか。
- 一部の教職員で抱え込むことなく、ケース会議等を通して、組織的な対応が図られているか。
- 登校しづらい児童生徒への支援は適切に行われているか。
- 養護教諭との連携は図られているか。

(3) 関係機関との連携を強化した取組

- 学校だけでは対応しきれない問題等に関して、関係機関と連携した対応は行われているか。

(4) 推進体制・検証体制を整える取組

- 普段から教職員間で情報共有し、助け合える関係を醸成しているか。
- 組織対応するための体制が整備され、機能しているか。
- 「いじめ対応チーム」について、様々な機会を通じて周知しているか。
- 学期ごとに対策を検証する仕組みが機能しているか。

いじめの早期発見のためのチェックポイント

(1) 登下校

- 集団から離れて登下校している。
- 早退や一人で登下校することが増える。
- 他の子のかばんなどを所持されている。

(2) 授業前

- 体調がすぐれないということをよく訴える。
- 落ち着きがない。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が多くなる。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 机、教科書、ノートなどが汚されていたり、落書きされていたりする。
- 涙を流した跡がある。
- 周囲がざわついている。
- 席を替えられている。

(3) 授業中

- 発言を冷やかされたり、やじられたり、笑われたりして、みんなの笑いものにされる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- おどおどして発表をためらったり、うつむいたりしている。
- たびたびトイレや保健室に行きたがる。
- 頭痛や腹痛を頻繁に訴える。
- 席替えなどで特定の児童生徒の隣や、同じ班になることを嫌がる。
- 隣と机をつけない。
- ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長などに選ばれる。

(4) 休み時間

- 遊びの中で孤立しがちであり、一人でいることが多い。
- 用もないのに、職員室や保健室に出入りすることが多い。
- ドッジボールなどで、集中してボールを当てられる。
- 遊び道具の片付けをさせられている。
- 必要以上に、教職員に話しかけてくる。
- 所属グループがよく変わる。

(5) 給食時

- 配膳や後片付けで、避けられている。
- 食べ物にいたずらされることがある。
- 給食を残したり、食欲がなくなったりしている。
- いつも後片付けをしている。
- 当番のとき、仕事を押し付けられてやらされている。

(6) 清掃時間

- 仕事を押し付けられ、やらされている。
- 一人だけ離れた場所で掃除をしている。
- いつも後片付けをしている。
- 特定の児童生徒の机やイスだけが、取り残されている。

(7) 放課後

- 衣服が不自然に汚れていたり、ぬれていたりする。
- 用もないのに残っている日がある。
- 職員室の周りをうろうろしている。
- 靴などが無くなってしまうことがある。
- 帰りの会に配布したプリント類が渡らないことがある。
- 「一日の反省」で、特定の児童生徒だけが追及される。
- 教師が近づくと、集団が黙り込んだり分散したりする。

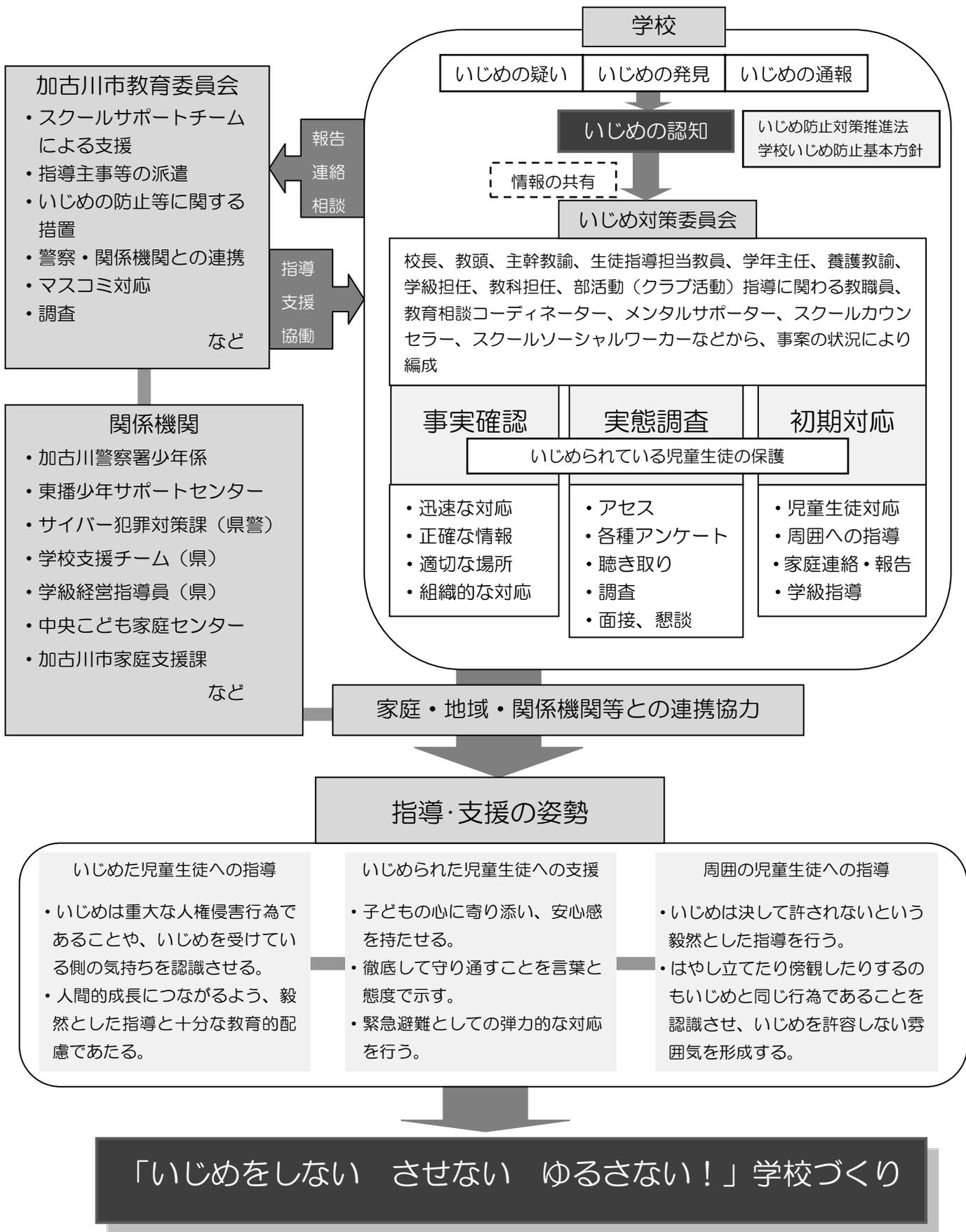
(8) 部活動

- 一人で準備や片付けをやらされている。
- 特定の子だけが上級生や同級生から鍛えられ、失敗すると笑いものになる。
- 練習の相手をしてもらえない。
- 活動とは関係ないと思われるケガが見られる。
- 部活を辞めたいと言ってくる。
- 欠席が増えてくる。
- 体の不調をよく訴えたり、遅れてきたりすることが多くなる。

(9) その他

- ブログ、プロフ、SNSなどに、個人を誹謗中傷する書き込みの情報、噂がある。
- ネット上に、悪質な書き込みをされる。
- 黒板、トイレ、廊下の壁などに、個人に関する落書きがある。
- 個人の掲示作品や写真に落書きをされたり、傷つけられたりしている。
- 視線を合わせようとしめない。
- 日記、作文、絵画、ノートの記載などに、気にかかる表現や描写が表れる。
- ケガの状況と、本人が言う理由が一致しない。
- 持ち物や体に触れるのを嫌がられる。
- 不必要なお金を持ったり、友だちにおごったりする。
- 使い走りをさせられている。
- 成績が突然下がる。
- あだ名で呼ばれる。
- いじめアンケートを提出しない。

いじめの対応フローチャート



関係機関連絡先一覧

加古川市教育相談センター TEL 079-421-5484

加古川市少年愛護センター TEL 079-423-3848

兵庫県加古川警察署 TEL 079-427-0110

兵庫県中央こども家庭センター TEL 078-923-9966

兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 TEL 078-341-7441

子どもの人権110番（法務局） TEL 0120-007-110

その他の連絡先

() TEL - -

平成30年7月発行 加古川市教育委員会

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

電話 (079) 421-2000 (代)

編集 加古川市教育委員会 教育指導部 青少年育成課